

帝京平成大学動物実験小委員会細則

Teikyo Heisei University Animal Research Committee

(設 置)

第1条 帝京平成大学において実施されるすべての教育・研究目的の動物実験（以下「実験」という。）が適正であるか否かを審議するため、動物実験小委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(申請等手続)

第2条 動物実験責任者は、動物実験を行おうとするときは、動物実験により取得されるデータの信頼性を確保するため、別表1の指針に留意の上動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書により、学長に申請しなければならない。

なお、本細則で使用されている用語の定義は別表2に定めるとおりである。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議又は調査する。

- (1) 動物実験計画が指針等に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 動物実験運営部会長 | 1名 |
| (3) 研究科構成員 | 若干名 |
| (4) 専任教員 | 若干名 |
| (5) 委員長が推薦した者 | 若干名 |

2 委員は学長が任命する。

3 動物実験運営部会は別途帝京平成大学動物実験運営部会内規に定めるところによる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は学長が任命する。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事等)

第7条 委員会は、委員長の招集により随時開催する。

- 2 委員会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定により3分の2に達しないときは、この限りでない。なお、委任状出席は、これを認めない。
- 3 委員会の議決には、出席者全員の同意を要する。
- 4 議決について、直接の利害関係を有する委員は、当該議事の議決の際、退室するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 微細な修正
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認

(判定の通知)

第10条 委員長は、審議事項について倫理委員会委員長に報告するものとする。

- 2 倫理委員会委員長は前項「承認」の報告を受けた時は、その結果について倫理委員会に諮らねばならない。
- 3 研究の申請者は審査結果に異議あるときは、再審査を申し立てすることができる。

(審査記録の保存及び公開)

第11条 委員会は、審査経過及び審査結果を記録として5年間保存しなければならない。

- 2 委員会が必要と認めるときは、申請者等の同意を得た上で、審査経過および審査結果を公開することが出来る。

(動物実験計画の変更)

第12条 動物実験実施者、実験動物種及び使用数並びに実験実施期間等の変更を申請するときは、動物実験計画書において、動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式第5-1)と読み替えるものとする。

(動物実験計画の終了又は中止の報告)

第13条 動物実験責任者は、実験を終了又は自ら中止したときは、所定の動物実験(終了・中止)報告書(様式第5-2)により、速やかに学長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第14条 委員は、知り得た研究計画や個人情報等を洩らしてはならない。これは委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第15条 委員会の事務は、事務局総務課とする。

附 則

- 1 この細則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 3 この細則は、平成23年4月1日から改定施行する。
- 4 この細則は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 5 この細則は、平成25年4月1日から改定施行する。

別表 1

帝京平成大学動物実験の実施に関する倫理指針

別表 2

① 実験動物	動物実験の利用に供するため、施設等で飼養・保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
② 動物実験等	実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
③ 飼養保管施設	実験動物を恒常的に飼養・保管又は動物実験を行う施設・設備をいう。
④ 実験室	実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
⑤ 施設等	飼養保管施設及び実験室をいう。
⑥ 動物実験計画	動物実験の実施に関する計画をいう。
⑦ 動物実験実施者	動物実験を実施する者をいう。
⑧ 動物実験責任者	動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括するものをいう。
⑨ 施設等管理者	施設等を設置又は変更(以下設置等という)する場合に、その責任者となり、当該施設等を管理する者をいう。
⑩ 実験動物管理者	実験動物に関する知識及び経験を有する者で、学部の長(以下学部長という)を補佐し、実験動物の管理を担当するものをいう。
⑪ 飼養者	実験動物管理者の下で実験動物の飼養・保管に従事する者をいう。
⑫ 指針等	動物実験等に関して各行政機関等の定める基本指針及びガイドラインをいう。